

市主催イベント等への対応について

令和2年3月24日
飯 能 市

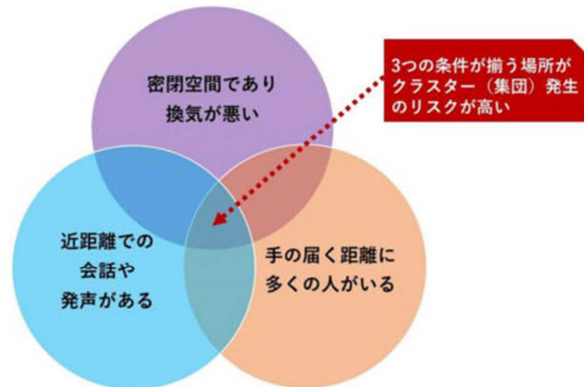
3月19日に開催された、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、大規模イベント等の取り扱いについて、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示されました。

本市では、これを踏まえ、4月1日以降の市主催イベント等の開催の判断を行う場合には、感染リスクの高くなる3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話）に留意し、中止・延期又は規模を縮小するなど、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるものとします。

（参考）新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）の発生のリスクを下げるための

3つの原則

1. 換気を励行する
2. 人の密度を下げる
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける



※ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（3月9日）より引用

- ※ 入学式など開催時期が限定されるもの、開催の機会の確保が求められるものは、感染防止対策を行ったうえで、規模や時間の縮小も考慮し、実施について検討を行います。
- ※ 指定管理者、関係団体等に対しては、市の考え方を伝え、イベント等の開催について、中止・延期又は規模の縮小などについて要請します。
- ※ 市内において感染者が出る等、状況の変化によっては、方針を変更する場合があります。

<感染防止対策例>

- ・ 参加者への健康チェックや、風邪の症状がある方の参加は控えていただく
- ・ 頻繁な手洗いもしくは、アルコール消毒
- ・ マスク着用を含む咳エチケット
- ・ 会場のこまめな換気 など

新型コロナウイルス感染症対策に伴う公共施設の一部休止について

◆ 対象施設

施設名	所管課	利用制限	備考
トーベ・ヤンソンあ けぼの子どもの森 公園	子育て支援課 道路公園課	園内施設は使用休止 (カフェピストは除く)	公園の使用は継続
市立図書館	図書館	1階閲覧席、読書席、 2階学習席、ロビーの 使用休止	本の貸出業務は継続
図書館富士見分室		閲覧席の使用休止	
図書館名栗分室			
こども図書館		長時間滞在の不可	
市民体育館	スポーツ課	トレーニングルーム の使用休止	

◆ 休止期間

延長（令和2年3月27日（金）から令和2年4月13日（月）までの間）

※ 公共施設の一部休止期間については、状況により延長する場合があります。

生活不安に対応するための緊急措置

令和2年3月18日
新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾をとりまとめたところであるが、現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、以下の措置を講ずる。

(1) 個人向け緊急小口資金等の特例の拡大

- 返済免除特約付き緊急小口資金による貸付について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする個人事業主等の世帯については、学校休業に関わらず、上限額を20万円とし、生活への不安に対応する。あわせて、当座の生活費に切迫している場合については、より迅速に貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施する。

このため、緊急小口資金等に対し、速やかに予備費（104億円）を措置する。

(2) 公共料金の支払の猶予等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。

(3) 国税・社会保険料の納付の猶予等

- 国税・社会保険料の納付の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査について極力簡素化のうえ、原則として1年間は納付を猶予するとともに、延滞税・延滞金についても免除・軽減措置を講ずることとしたところである。

現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、納税者等からの問合せや相談を待つだけでなく、確定申告相談等のあらゆる機会を捉えて積極的に制度を周知・広報するよう、現場に徹底する。

(4) 地方税の徴収の猶予等

- 地方税についても、(3)の国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請する。